

健康福祉委員会資料

(消防局関係)

1 所管事務の調査（報告）

(4) 機能別消防団員制度の導入に伴う関係条例の一部改正に向けたパブリックコメントの実施結果について

令和2年1月31日

消 防 局

機能別消防団員制度の導入に伴う関係条例の一部改正に向けた パブリックコメントの実施結果について

1 概要

大規模災害時等に出場し、基本団員だけでは対応できない役割を担う「機能別消防団員」制度の導入に伴い、川崎市消防団の設置及び定員等に関する条例（昭和38年条例第31号）及び川崎市消防団員任免条例（昭和23年条例第62号）の一部改正を検討していることから、市民の皆様から御意見を募集しました。

その結果、1通（意見総数2件）の御意見をお寄せいただきましたので、その内容と御意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	機能別消防団員制度の導入に伴う関係条例の一部改正について
意見の募集期間	令和元年11月20日（水）から令和元年12月19日（木）まで（30日間）
意見の提出方法	電子メール（ホームページ専用フォームを含む。）、郵送、持参、ファックス
募集の周知方法	・市ホームページ ・資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所（市政資料コーナー）、消防局総務部庶務課、各消防署予防課）
結果の公表方法	・市ホームページ ・資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所（市政資料コーナー）、消防局総務部庶務課、各消防署予防課）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	1通（2件）	
内訳	電子メール	1通（2件）
	ファックス	0通（0件）
	郵送	0通（0件）
	持参	0通（0件）

4 御意見の内容と対応

（1）市の考え方の区分説明

- A：御意見の趣旨を踏まえ、制度に反映するもの
- B：御意見の趣旨が案に沿った意見であり、御意見を踏まえ取組を推進するもの
- C：今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D：案に対する質問・要望の御意見であり、市の考え方を説明・確認するもの
- E：その他

(2) 御意見の件数と対応区分

単位：件

項目	A	B	C	D	E	計
案に対する御意見	0	0	1	1	0	2
合計（意見数）	0	0	1	1	0	2

5 具体的な意見の内容と市の考え方

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	現在の状況等が分からないのにコメントすることができない。	消防団の現在の状況等につきましては、パブリックコメント実施時の資料「機能別消防団員制度の導入に伴う関係条例の一部改正について」の「1 背景・目的」及び「3 条例改正の考え方」の表中「基本団員」に現在の状況を示しておりますが、意見募集にあたっては、市民の皆様から御意見をいただきやすい内容となるよう努めてまいります。	D
2	北部と南部の施設拠点を決めて少人数でもカバーできる体制を今一度構築することを願いたい。	様々な役割が消防団に求められる一方で、消防団員数が年々減少しておりますので、本市消防団員の現況等に注視し、必要な取組を行ってまいりたいと考えております。	C

6 連絡先

川崎市消防局総務部庶務課 消防団係

電話 044-223-2514

機能別消防団員制度の導入に伴う関係条例の一部改正について

1 背景・目的

近年、災害が多様化・大規模化し、様々な役割が消防団に求められる一方で、消防団員数は年々減少しています。さらに、今後発生が危惧される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害等に備えることが喫緊の課題です。

現在の消防団員である「基本団員」の確保が最優先となりますが、生業が多忙等の理由によりあらゆる災害に出場し、様々な広報活動にも参加する「基本団員」になることが困難である方が少なくない中、「基本団員」だけでは十分に対応することができない場面も想定されます。

このことから、消防団の災害対応能力の向上及び消防団員の確保を図るために、大規模災害時等に限定して対応する機能別消防団員（大規模災害団員）及び火災予防等の消防広報に限定した活動を行う機能別消防団員（広報活動団員）の制度を導入するために関係条例を改正するものです。

2 改正する条例

川崎市消防団の設置及び定員等に関する条例（昭和38年条例第31号）
川崎市消防団員任免条例（昭和23年条例第62号）

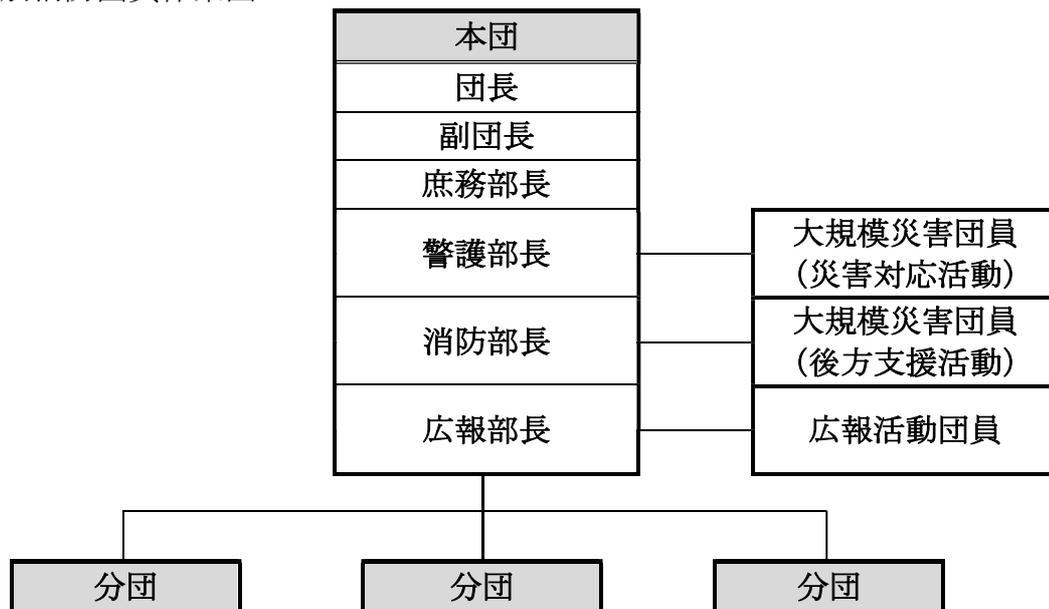
3 条例改正の考え方

次の表に基づき、関係条例を一部改正します。

区分		対象	役割・活動
基本団員		当該消防団の区域に居住又は勤務	全ての消防団活動
機能別 消防団員	大規模 災害団員	災害対応活動 消防職員OB・消防団員OB (当該消防団の区域に居住、勤務又は在学)	基本団員の補助
		後方支援活動 消防職員OB・消防団員OB、 事業所の従業員、学生、自主防災組織の構成員、外国籍の方 (当該消防団の区域に居住、勤務又は在学)	救護所等で活動
	広報活動団員	消防職員OB・消防団員OB、 事業所の従業員、学生、自主防災組織の構成員、外国籍の方 (当該消防団の区域に居住、勤務又は在学)	基本団員と協力して事業所や消防関係機関等が主催又は協力するイベント等での消防広報

※大規模災害団員と広報活動団員の重複登録を可能とする。

・機能別消防団員体系図



4 施行期日

令和2年4月1日を予定しております。